

府中市立府中第一中学校

保護者と教師の会会則

府中市立府中第一中学校 P T A

(昭和 2 4 年 5 月 設立)

保護者と教師の会会則

第1章 総 則

- 第1条 この会は、府中市立府中第一中学校保護者と教師の会（略称、府中第一中学校PTA）という。
- 第2条 この会は、事務局を府中第一中学校内に置く。（住所：東京都府中市幸町1-22）
- 第3条 この会は、学校と家庭と社会が直結して、民主主義を確立し生徒に真の幸福をもたらすことを目的とする。
- 第4条 この会は、第3条の目的を実現するために次の事業を行う。
1. 教育研究
 2. 教育施設の充実改善
 3. 生徒の生活指導
 4. 健康増進に関する指導及び設備の充実
 5. 福利厚生施設の拡大
 6. 会員相互の親睦
 7. その他必要な事項
- 第5条 この会の会員は、府中第一中学校の保護者と教職員とする。

第2章 機 関

- 第6条 この会に次の機関を置く。ただし、委員会は会員の要望により設置する。
1. 総会
 2. 役員会
 3. 常任委員会
 4. 委員会
- 第7条 総会は、毎年1回これを開き重要事項を審議決定する。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 役員会は、会の運営を円滑にするための連絡、調整並びに緊急事項を処理する。
- 常任委員会は、役員および常任委員で構成し、総会に次ぐ議決機関として重要会務を審議し、この会の企画運営にあたる。
- 委員会は、常任委員会の承認を経てこの会の事業を行う。

第8条 会員の要望がある場合、次の委員会を設置することができる。必要に応じて臨時に委員会を開くことができる。

1. 学年委員会
2. 広報委員会
3. 教養文化委員会
4. 校外生活委員会

第9条 総会の議決は、出席者または書面決議回答者の過半数で決定する。常任委員会および委員会は過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。

第3章 役 職 員

第10条 この会に次の役員監査および委員を置く。

1. 役員 会長 1名
副会長 4名以内 (P 3以内, T 1)
会計 3名以内 (P 2以内, T 1)
書記 4名 (P 2, T 2)
2. 監査 2名 (P 2)
3. 委員 要望に応じて若干名

第11条 会長、副会長、会計、監査は総会で選出する。
書記は会長が委嘱する。

第12条 各委員会は、会員の希望者が選出される。常任委員は、各委員会の正・副委員長がこれにあたる。

第13条 会長は、この会を代表し会務を総括する。
副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれに代わる。
会計は、経理を掌る。
書記は、重要事項を記録し通知する。
監査は、会計を監査する。

第14条 役員の任期は、1年とする。但し、再任してもよい。

第4章 会 計

第15条 この会の経費は、会費・寄付金・雑収入で支弁する。

第16条 この会の会費は、年額2,000円とする。
但し、事情により減免することができる。

第17条 予算の決定および決算の承認は、総会で行う。

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 附 則

第19条 この会則の変更（削除）は、総会の議決による。

第20条 この会に必要な細則は、常任委員会で定める。

第21条 この会に次の帳簿を備える。

1. 会員名簿
2. 会計簿
3. 記録簿
4. その他必要な帳簿

第22条 この会則は、昭和46年4月1日から施行する。

- ② この会則は、昭和57年4月1日から施行する。（会費改正）
- ③ この会則は、昭和58年4月1日から施行する。（組織改正）
- ④ この会則は、昭和59年4月1日から施行する。（会費改正）
- ⑤ この会則は、平成5年4月1日から施行する。（会費改正）
- ⑥ この会則は、平成9年4月1日から施行する。（名称改正）
- ⑦ この会則は、平成10年4月1日から施行する。（慶弔・表彰金改正）
- ⑧ この会則は、平成16年4月1日から施行する。（第1章 第5条改正）
- ⑨ この会則は、平成17年4月1日から施行する。（第3章 第10条 1改正）
- ⑩ この会則は、令和4年4月25日から施行する。（第3章 第12条改正）
- ⑪ この会則は、令和6年5月15日から施行する。（第2章 第6・8・9条 第3章 第10・12条改正）

役員選考委員会細則

第1条 この会は、次期役員および監査を選出するために、その候補者の選考にあたる。

第2条 この会の委員は、会員から選出された若干名の選考委員および教員の中から選出された1名の委員をもって組織する。

委員の互選によって選考委員長を定める。

第3条 会員から選出された役員候補者を、この会において選考審議し、各候補者の諾否を確かめその結果を総会の1週間前までに告示し、総会に提出するものとする。

第4条 この会の委員の任期は、次期役員選出の時期から総会における役員決定までとする。

第5条 この細則は、昭和38年1月31日から施行する。

- ② この細則は、昭和５７年１月１日から施行する。(第３条改正)
- ③ この細則は、平成２２年７月１０日から施行する。(第２条改正)
- ④ この細則は、平成３０年１１月１６日から施行する。(第２条、第３条改正)
- ⑤ この細則は、令和４年３月２５日から施行する。(第２条、第３条改正)

慶弔規程

第１条 この規程は、ＰＴＡ会員などおよび生徒の慶弔に関する事項を決める。

第２条 この規程による支出基準は、次のとおりとする。

- １．会員の死亡 １０,０００円
- ２．生徒の死亡 １０,０００円

第３条 この規程による支出金は、物品をもって代えることができる。

第４条 この規程にかかわらず、役員会がその必要性を求めたときには別途考慮することができる。

第５条 この細則は、昭和５８年４月１日から施行する。

- ② この規程は平成１０年４月１日から施行する。(第２条改正)
- ③ この規程は平成１６年４月１日から施行する。(第２条改正)

P T Aサークル規定

この規定は、府中市立府中第一中学校 P T A 活動方針に基づき、会員相互の親睦をはかることを目的としたサークル活動に関することを定めるものである。

（資格・手続き）

- ・文化、スポーツのサークルであること。
- ・ P T A 会員全体に開かれたサークルであること。
- ・ 5 名以上の会員を有すること。
- ・サークルのメンバーの中に 1 人以上は責任者をおくこと。
- ・サークルの責任者は、目的、会員氏名、活動計画を書面で P T A 本部（役員会）に提出すること。
- ・サークルの承認は、常任委員会で行う。
- ・活動費として 1 サークル 5, 0 0 0 円の援助を行う。（年間）
- ・サークルの会員募集などの援助は、P T A 本部（役員会）が中心に行う。

（施設の利用について）

- ・サークルの責任者は、学校と常に連絡を取り、活動が円滑にできるように努める。
（ただし、学校行事を優先する）
- ・サークルの責任者は、学校施設使用時の鍵の責任者を兼ねる。

附則

会員資格

- ・現 P T A 会員の他、一中地域の親睦をはかるためにも、O B の参加を認める。

この規定は、平成 1 4 年 4 月 2 6 日より実施する。